

こうした結果を踏まえ、建設業への就業の推薦度低下の要因となりうるものについて表3-2にまとめる。

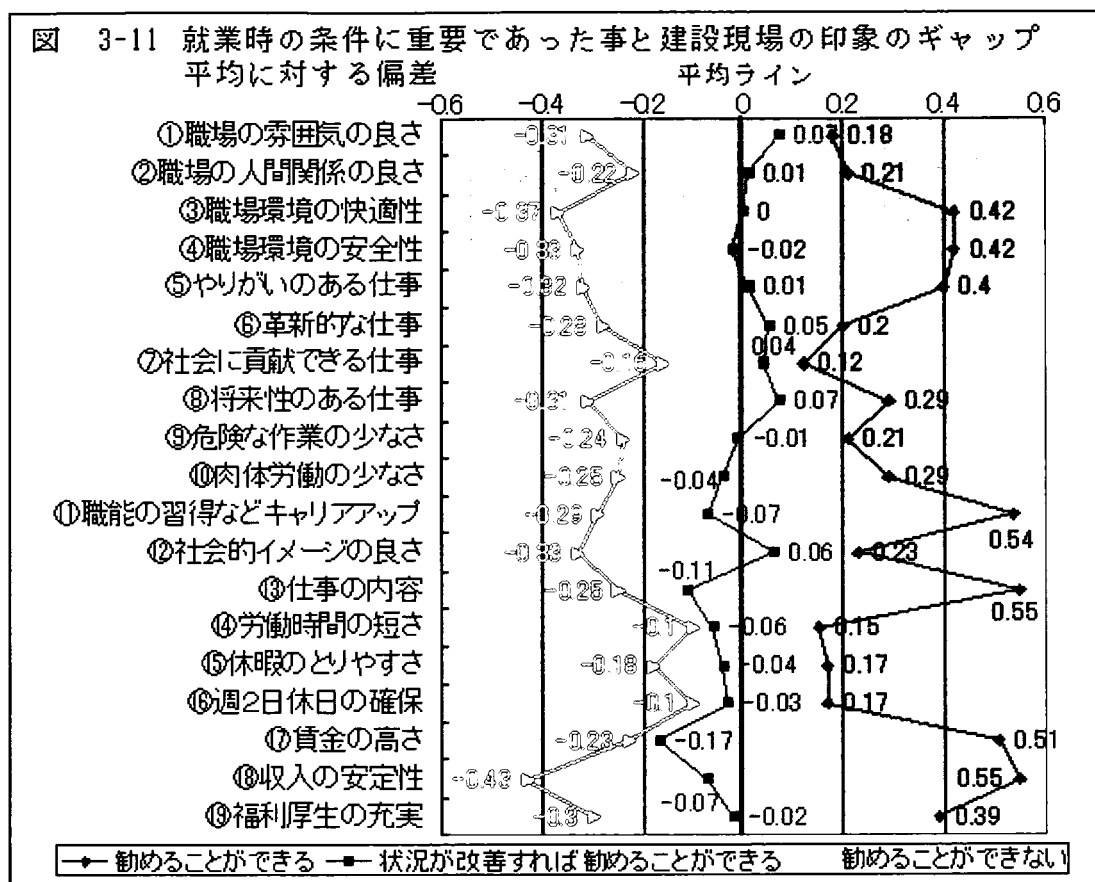
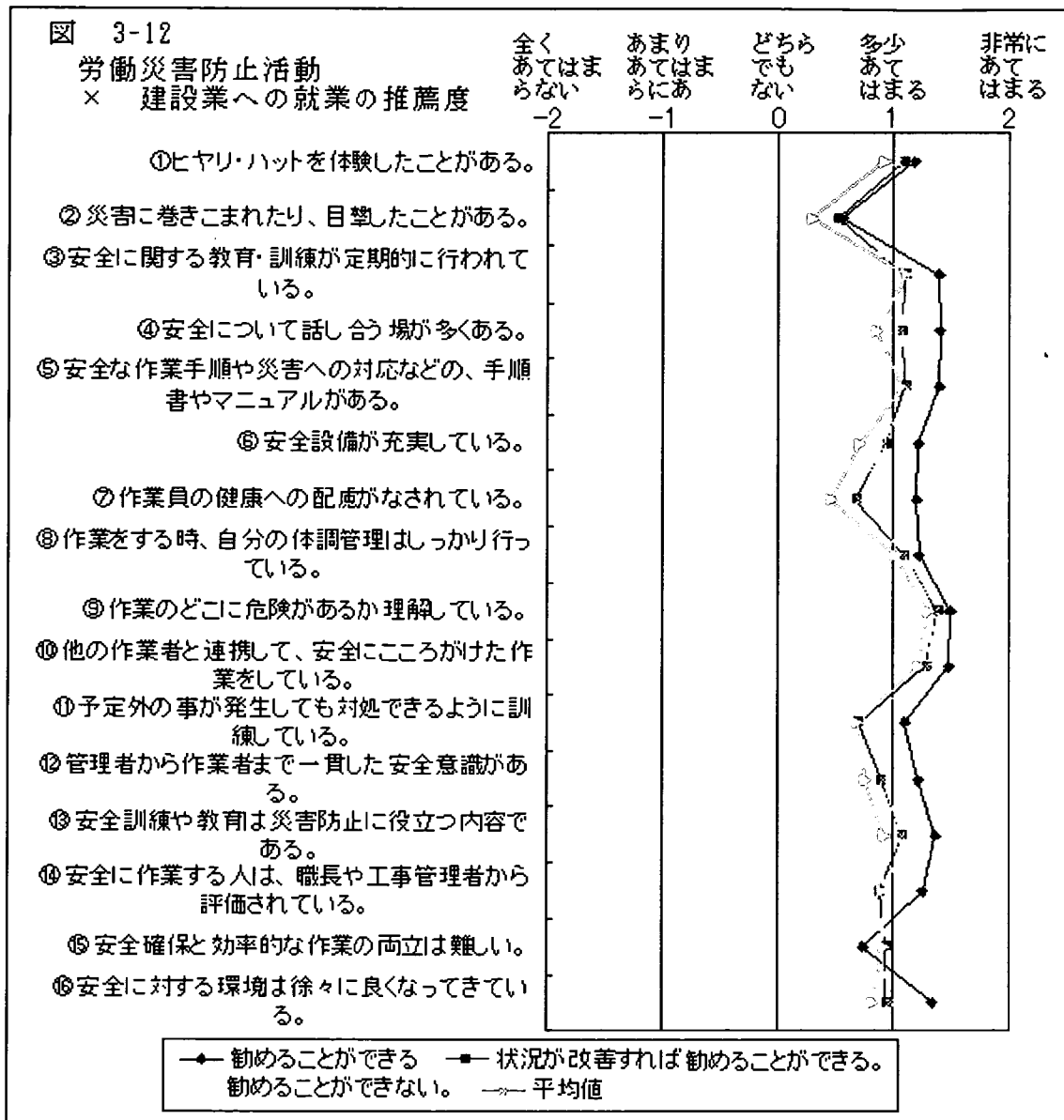


表 3-2 建設業への就業の推薦度低下のとなる要因

影響度 (大)	影響度 (中)	影響度 (小)
職場環境の快適性	職場の雰囲気が良い	危険な作業の少なさ
職場環境の安全性	職場の人間関係が良い	肉体労働の少なさ
仕事のやりがい	革新的な仕事	労働時間の短さ
将来性のある仕事	社会に貢献できる仕事	休暇のとりやすさ
キャリアアップ	社会的イメージが良い	週2日休日の確保
仕事内容	福利厚生が充実	
賃金の高さ		
収入の安定性		

3) 労働災害防止活動

労働災害防止活動についても同様に、全体の平均値とそれぞれの回答における平均値を示すと図 3-12 のようになる。



又、これについても同様に全体の平均値に対する、それぞれの回答における偏差を見ても図 3-13 のようになる。

この結果を見ると「状況が改善すれば勧めることができる」としたグループにおける偏差はほとんどない。

又、「勧めることができる」としたグループは全般的にスコアが高く、特に「作業員の健康への配慮がなされている」、「安全に対する環境は徐々に良くなってきている」という項目等において良いほうに大きく偏っている。

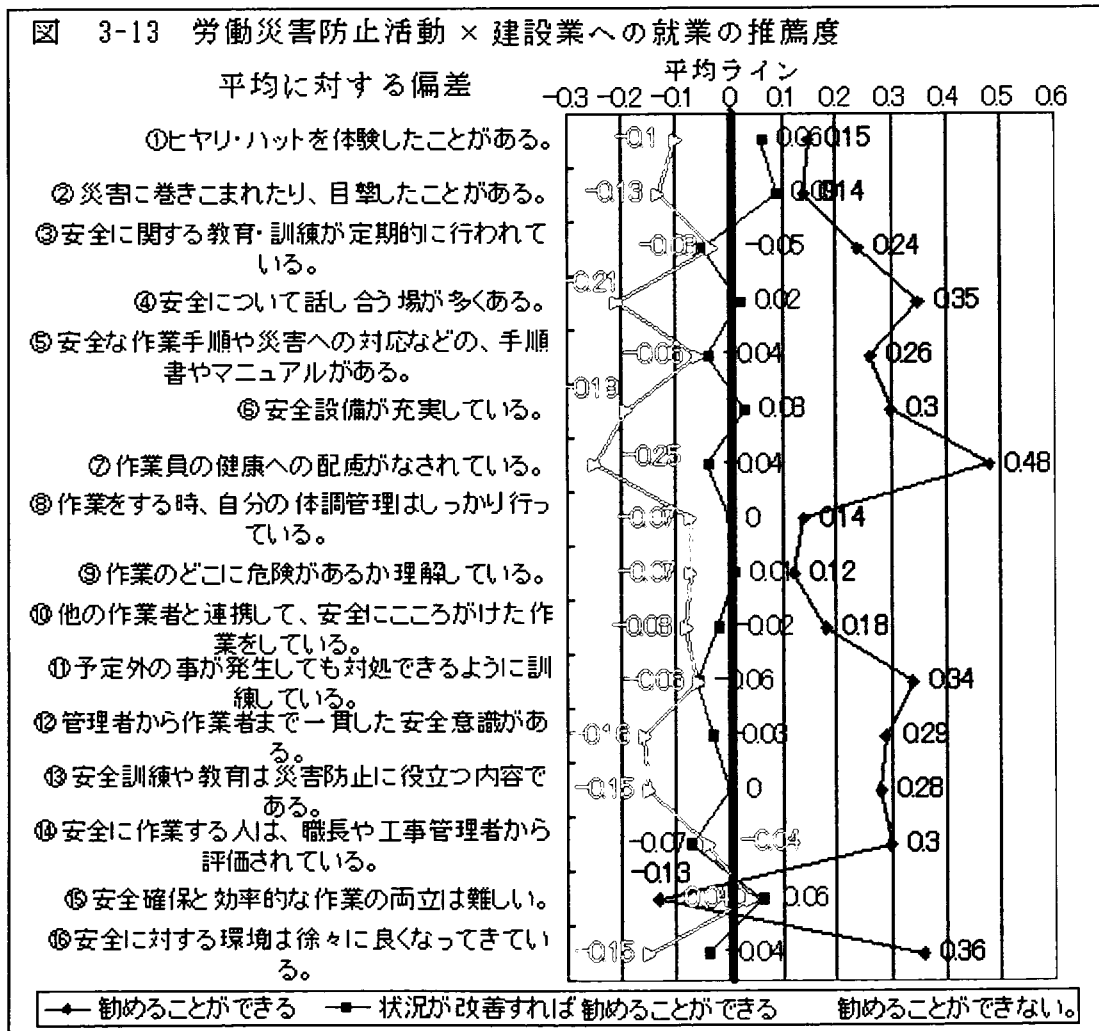
これに対して「勧めることができない」としたグループにおいては平均値と比べ若干悪い

ほうに偏っていることがわかる。

これにより、建設業への就業の推薦度低下においては労働災害防止活動のモラルの影響は少ないということがいえるだろう。

又、各回答の間の格差の大きいものとして「安全について話し合う場がある」、「安全設備が充実している」、「作業員の健康への配慮がなされている」、「安全に対する環境は徐々に良くなってきている」等が挙げられる。こうした項目における特徴として労働災害防止活動の体制に関するものであるということがいえる。

よって建設業への就業の推薦度を高めるため、労働災害防止活動の観点からは、しっかりとした体制を築き、安全に作業する環境を整えることだといえるだろう。



2.4 アンケート結果の考察

2.4.1 建築業への就業についての推薦度と工事現場の労働安全性

工事現場の労働安全性が、建設業への就業についての推薦度にどのように影響しているかを、以下の作業者の意識との関係について調べた。

①現場の印象との関係

②労働災害防止活動に対する意識との関係

推薦度のレベルを、「就業を勧めることが出来る」、「状況が改善すれば進めることが出来る」、「薦めることが出来ない」に分けて、意識の各評価点の平均値を求めた。

<現場の印象との関係>

「勧めることが出来ない」と回答した作業者が感じる現場の印象が他の回答者と異なる点は、賃金や仕事の将来性などに関する否定的な意見も多いが、「職場環境が安全である」との問いに対する否定的な意見が強い。(図.3.9) 一方、「危険な作業が少ない」との問いに対する意識は、推薦する側と推薦しない側との意識の差はあまり見られない。このことは、現場においては、危険な作業は多いものの、その現状に対して安全な環境と意識しているかいないかによって、推薦のレベルが影響を受けていることが認められる。

<労働災害防止活動に対する意識との関係>

「勧めることが出来ない」と回答した作業者が感じる労働災害防止活動に対する意識が、他の回答者と異なる点は、以下の項目に対して否定的な意見が特に高いことである。

①作業者の健康への配慮がなされている。(-0.25)

②安全について話し合う場がある。(-0.21)

③安全設備が充実している。(-0.19)

④管理者から作業者まで一貫した安全意識がある。(-0.16)

⑤安全訓練や教育は災害防止に役立つ内容である。(-0.15)

⑥安全に対する環境は徐々に良くなっている。(-0.15)

2.4.2. 作業者の離職と工事現場の労働安全性

作業者の離職の程度は、現在の職業に対する意識である「このまま続けていくつもりである」、「わからない」、「一時的なものである」によって、グループ分けした。「一時的なものである」と回答した作業者グループが、離職の意識が高いグループとした。そして、それぞれの意識の各評価点の平均値を求めた。

<現場の印象との関係>

「一時的なものである」と回答した作業者が感じる現場の印象が他の回答者と異なる点は、休暇のとりやすさ、仕事のやりがい等に対する否定度が高いが、作業環境の安全性に対する否定度も高い。(図.3.5) 推薦度と同様に、「危険な作業が少ない」との問いに対する意識は、他のグループとそれほど違いはなく、離職についても危険な作業が多いことは認めつつ現場

において以下に安全対策がなされているか否かの意識が、離職に繋がっている。

<労働災害防止活動に対する意識との関係>

「一時的なものである」と回答した作業者が感じる労働災害防止活動に対する意識が、他の回答者と異なる点は、以下の項目に対して否定的な意見が特に高いことである。

- ①安全に作業をする人は、職長や工事管理者から評価されている。(-1.08)
- ②安全について話し合う場がある。(0.66)
- ③安全な作業手順や災害への対応などの、手順書やマニュアルがある。(0.66)
- ④安全確保と効率的な作業の両立は難しい。(-0.59)
- ⑤安全設備が充実している。(-0.55)
- ⑥安全に対する環境は徐々に良くなっている。(-0.55)
- ⑦安全に関する教育・訓練が定期的に行なわれている。(-0.51)

参考文献

- 1) 「建設業安全衛生早わかり平成 15 年度版」建設業労働災害防止協会 / H15. 3. 25 / 博文堂
- 2) 建設業労働災害防止協会 <http://www.kensaibou.or.jp/index.html>
- 3) 中央労働災害防止センター 労働災害発生速報
<http://www.jaish.gr.jp/information/sokuhou.html>
- 4) 中央労働災害防止センター 労働災害統計
<http://www.jaish.gr.jp/user/anzen/tok/anst00.htm>
- 5) 日本建設業団体連合会 建設業ハンドブック 2006
http://www.nikkenren.com/handbook/book_2006.html
- 6) 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>
- 7) 厚生労働省 平成 16 年における死亡災害・重大災害発生状況の概要
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/05/h0502-1a.html>
- 8) 厚生労働省 厚生労働省統計表データベースシステム
<http://wwwdbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/indexk-roudou.html>
- 9) 国土交通省 基礎統計資料 <http://www.mlit.go.jp/toukeijouhou/chojou/index2.html>
- 10) 財務省 財政金融統計月報 <http://www.mof.go.jp/kankou/hyou07.htm>
- 11) 「建設業安全衛生早わかり平成 15 年度版」建設業労働災害防止協会 / H15. 3. 25 / 博文堂
- 12) 「建設業における危険有害特定標準モデル」建設業労働災害防止協会 / H14. 10. 1 / 中和印刷株式会社
- 13) 「建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS) 評価サービス事業についてのお知らせ」建設業労働災害防止協会
- 14) 「建設工事の安全—建設技術者テキスト」建設業労働災害防止協会
- 15) 「建設技術シリーズ ビルはこうしてできる 仮設工事編」日刊工業新聞社 / 藤吉敏生 / H6. 10. 31
- 16) 「建設業労働災害防止対策等総合実態調査報告書を読む (下)」労働安全衛生広報 32 (758) / 2000. 11. 1 / 労働調査会
- 17) 「建設業における労働安全とヒューマンファクター」北條 哲男(ものづくり大学)、前川 行正(中央工学校) / 2003
- 18) 「建設業における不安全行動の発現とその防止対策に関する職位による意識の相違」庄司卓郎、江川義郎、高木元也 / 産業安全研究所特別研究報告 (32) / 2005
- 19) 「組織面・意識面から見た安全文化構築に関する調査研究 その 2 組織要因と安全度に関する異なる業種間での比較検討 (本社レベル)」廣瀬文子、小島三弘、長谷川尚子、高野研一、庄司卓郎、鈴木芳美
- 20) 電力中央研究所報告研究報告 S99006 / 2000. 8
- 21) 建設業労働災害防止協会 <http://www.kensaibou.or.jp/index.html>
- 22) 「建設現場労働者の就労状況等に関するアンケート調査結果 (概要)」建設労働・資材月報 28(11), 25~32 / 2002. 11 (ISSN 02851237) 建設労働・資材対策研究会 編 / 大成

出版社

- 23) 「高等学校新規卒業者の建設業への就職状況」 建設労働・資材月報 28(8), 14~20, /
2002. 8(ISSN 02851237) 建設労働・資材対策研究会 編 / 大成出版社
- 24) 第 1 3 回首都圏工業高校建設系 2 年生アンケート (東京土建、2005
<http://www.tokyo-doken.or.jp/news2005/1776/n1776.htm#1776-12>
- 25) 第 1 2 回首都圏工業高校建設系 2 年生アンケート (東京土建、2004)
<http://www.tokyo-doken.or.jp/news/n1742.htm#1742-07>
- 26) 第 1 1 回首都圏工業高校建設系 2 年生アンケート (東京土建、2003)
<http://www.tokyo-doken.or.jp/news/030420-anketo.htm>
- 27) 厚生労働省 学校基本調査 http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/index01.htm

資料： アンケート用紙

建設産業における安全と就業に関するアンケート調査

学校法人早稲田大学

独立行政法人労働安全衛生総合研究所

(本調査は、厚生労働科学研究費補助金の研究支援を受けて、実施しているものです。)

本調査では、日本の社会資本の形成に多大な貢献を為している建設工事に従事する作業者の方々の安全と就業に関する意識を調査し、その現状を明らかにすることを目的としています。

アンケートの回答要領

- (1) アンケートは無記名です。(氏名、所属等の記載は必要ありません。)
- (2) アンケートへの記載内容は、アンケート調査報告書として作成する目的以外には使用しません。(報告書(来年3月完成予定)をご希望の方は、別紙はがきに送付先をご記入の上、ご投函下さい。)
- (3) アンケートの記入は、必要な箇所に○を付けてください。また、最後には、自由記入欄があります。
- (4) アンケートに対するお問い合わせ先：
早稲田大学理工学部建築学科 嘉納研究室 教授 嘉納成男
Email: △△△△△△@△△△
〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 ××××××××××××××××
電話：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 FAX：〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

1. あなたのプロフィールについておうかがいします。あてはまるものに○をつけてください。

1.1 年齢

- () ①19歳以下 () ②20歳～24歳 () ③25歳～29歳
() ④30歳～34歳 () ⑤35歳～39歳 () ⑥40歳～44歳
() ⑦45歳～49歳 () ⑧50歳～54歳 () ⑨55歳～59歳
() ⑩60歳～64歳 () ⑪65歳～69歳 () ⑫70歳以上

1.2 性別

- () ①男 () ②女

1.3 現在の職種（主要なもの1つに○をつけて下さい。）

- () ①土工 () ②大工 () ③電気工 () ④配管工
() ⑤機械運転工 () ⑥とび工 () ⑦石工 () ⑧左官工
() ⑨塗装工 () ⑩板金工 () ⑪溶接工 () ⑫鉄筋工
() ⑬鉄骨工 () ⑭タイル・ブロック工 () ⑮型枠工
() ⑯建具工 () ⑰内装工 () ⑱防水工 () ⑲造園工
() ⑳その他 (_____)

1.4 現在の職種に就く前に、他の仕事（アルバイトは含みません）をしていましたか。

- () ①していた () ②していない

上記で、「していた」に○をつけられた方は、下記の質問に教えてください。

これまでどのような仕事をしてきましたか。（複数回答可）

- () ①建設業の他職種 () ②農業 () ③林業 () ④漁業
() ⑤鉱業 () ⑥製造業 () ⑦電気・ガス・水道業
() ⑧情報通信業 () ⑨運輸業 () ⑩卸売・小売業
() ⑪金融・保険業 () ⑫不動産業 () ⑬飲食店
() ⑭医療・福祉 () ⑮教育 () ⑯サービス業 () ⑰公務
() ⑱その他

1.5 建設業にたずさわっている年数

- () ①0年～5年未満 () ②5年～10年未満 () ③10年～15年未満
() ④15年～20年未満 () ⑤20年～25年未満 () ⑥25年～30年未満
() ⑦30年以上

2. 就業についておうかがいします。

2.1 あなたが現在の職業に就かれる時に重要と考えた事はなんですか。あてはまるものの番号1つに○をつけて下さい。

	非常に 重要で ある	多少 重要で ある	どちら でも ない	あまり 重要で ない	全く 重要で ない	わから ない
記入例)						
革新的な仕事	①	—	2	—	3	—
①職場の雰囲気の良さ	1	—	2	—	3	—
②職場の人間関係の良さ	1	—	2	—	3	—
③職場環境の快適性	1	—	2	—	3	—
④職場環境の安全性	1	—	2	—	3	—
⑤やりがいある仕事	1	—	2	—	3	—
⑥革新的な仕事	1	—	2	—	3	—
⑦社会に貢献できる仕事	1	—	2	—	3	—
⑧将来性がある仕事	1	—	2	—	3	—
⑨危険な作業の少なさ	1	—	2	—	3	—
⑩肉体労働の少なさ	1	—	2	—	3	—
⑪職能の習得などキャリアアップ	1	—	2	—	3	—
⑫社会的イメージの良さ	1	—	2	—	3	—
⑬仕事の内容	1	—	2	—	3	—
⑭労働時間の短さ	1	—	2	—	3	—
⑮休暇のとりやすさ	1	—	2	—	3	—
⑯週2日休日の確保	1	—	2	—	3	—
⑰賃金の高さ	1	—	2	—	3	—
⑱収入の安定性	1	—	2	—	3	—
⑲福利厚生充実	1	—	2	—	3	—

2.2 あなたが現在の職業を選んだきっかけについておうかがいします。あてはまるものに○をつけて下さい。(複数回答可)

- () ①公共職業安定所 () ②民間職業紹介所
 () ③友人・知人 () ④親族 () ⑤教師・教官
 () ⑥インターネット () ⑦新聞折り込み () ⑧就職情報誌
 () ⑨企業説明会 () ⑩就職イベント () ⑪その他

2.3 現在の職業についておうかがいします。あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- () ①このまま続けていくつもりである
- () ②一時的なものである
- () ③わからない

上記で、「一時的なものである」に○をつけられた方は、下記の質問に答えてください。

これからの転職先として、どのような業種を考えていますか。あてはまるものに○をつけて下さい。(複数回答可)

- () ①建設業の他職種 () ②農業 () ③林業 () ④漁業
- () ⑤鉱業
- () ⑥製造業 () ⑦電気・ガス・水道業
- () ⑧情報通信業 () ⑨運輸業 () ⑩卸売・小売業
- () ⑪金融・保険業 () ⑫不動産業 () ⑬飲食店
- () ⑭医療・福祉 () ⑮教育 () ⑯サービス業 () ⑰公務
- () ⑱その他 () ⑲ わからない

2.4 建設業への就業を、ご子息や知人の方に勧めますか。あてはまるもの1つに○をつけて下さい。

- () ①勧めることができる。
- () ②現在の状況では勧められないが、状況が改善すれば勧めることができる。
- () ③勧めることができない。

3. 建設業についておうかがいします。

3.1 実際に働いた建設現場の印象についておうかがいします。あてはまるものの番号1つに○をつけて下さい。

	非常に あて はまる	1	—	多少 あて はまる	2	—	どちら でも ない	3	—	あまり あてはま らない	4	—	全く あてはま らない	5	—	わから ない	6
①職場の雰囲気は良い。	1	—	2	—	3	—	4	—	5	—	6						
②職場の人間関係は良い。	1	—	2	—	3	—	4	—	5	—	6						
③職場環境は快適である。	1	—	2	—	3	—	4	—	5	—	6						
④職場環境は安全である。	1	—	2	—	3	—	4	—	5	—	6						
⑤やりがいある仕事である。	1	—	2	—	3	—	4	—	5	—	6						
⑥革新的な仕事である。	1	—	2	—	3	—	4	—	5	—	6						
⑦社会に貢献できる仕事である。	1	—	2	—	3	—	4	—	5	—	6						
⑧将来性がある仕事である。	1	—	2	—	3	—	4	—	5	—	6						
⑨危険な作業は少ない。	1	—	2	—	3	—	4	—	5	—	6						
⑩肉体労働は少ない。	1	—	2	—	3	—	4	—	5	—	6						
⑪職能の習得などキャリアアップ になる。	1	—	2	—	3	—	4	—	5	—	6						
⑫社会的イメージは良い。	1	—	2	—	3	—	4	—	5	—	6						
⑬仕事内容には満足している。	1	—	2	—	3	—	4	—	5	—	6						
⑭労働時間の短さは満足している。	1	—	2	—	3	—	4	—	5	—	6						
⑮休暇はとりやすい。	1	—	2	—	3	—	4	—	5	—	6						
⑯週2日休日は確保できる。	1	—	2	—	3	—	4	—	5	—	6						
⑰賃金の高さには満足している。	1	—	2	—	3	—	4	—	5	—	6						
⑱収入には安定性がある。	1	—	2	—	3	—	4	—	5	—	6						
⑲福利厚生は充実している。	1	—	2	—	3	—	4	—	5	—	6						

3.2 実際に働いた建設現場の印象は、働く前と比べてどのように感じますか。あてはまるものの1つに○をつけて下さい。

- () ① 印象は良くなった。
- () ② 変わらない。
- () ③ 印象は悪くなった。

4. 建設現場の安全活動についておうかがいします。

4.1 建設現場の労働災害について、どのように感じているかおうかがいします。あてはまるものの番号1つに○をつけて下さい。

	非常に あて はまる	1	2	3	4	5	6
①ヒヤリ・ハットを体験したことがある。	1	2	3	4	5	6	
②災害に巻きこまれたり、目撃したことがある。	1	2	3	4	5	6	
③安全に関する教育・訓練が定期的に行われている。	1	2	3	4	5	6	
④安全について話し合う場が多くある。	1	2	3	4	5	6	
⑤安全な作業手順や災害への対応などの、手順書やマニュアルがある。	1	2	3	4	5	6	
⑥安全設備が充実している。	1	2	3	4	5	6	
⑦作業員の健康への配慮がなされている。	1	2	3	4	5	6	
⑧作業をする時、自分の体調管理はしっかり行っている。	1	2	3	4	5	6	
⑨作業のどこに危険があるか理解している。	1	2	3	4	5	6	
⑩他の作業者と連携して、安全にこころがけた作業をしている。	1	2	3	4	5	6	
⑪予定外の事が発生しても対処できるように訓練している。	1	2	3	4	5	6	
⑫管理者から作業員まで一貫した安全意識がある。	1	2	3	4	5	6	
⑬安全訓練や教育は災害防止に役立つ内容である。	1	2	3	4	5	6	
⑭安全に作業する人は、職長や工事管理者から評価されている。	1	2	3	4	5	6	
⑮安全確保と効率的な作業の両立は難しい。	1	2	3	4	5	6	
⑯安全に対する環境は徐々に良くなってきている。	1	2	3	4	5	6	

Ⅲ. 研究成果の刊行等に関する一覧表

【刊行物】

発表者 氏名	論文タイトル	発表誌	巻号	ページ	出版年
高木元也	建設工事における労働 災害損失に関する基礎 的研究	土木学会「建設 マネジメント 問題に関する 研究発表・討論 会講演集」	第 23 回	pp223-226	2005 年
高木元也、 嘉納成男	中小建設現場における 労働災害損失の計測に 関する基礎的研究	日本建築学会 「建築生産シ ンポジウム論 文集」	第 22 回	pp241-246	2006 年
高木元也、 嘉納成男	事業者レベルでみた建 設現場における労働災 害損失の計測手法に関 する基礎的研究	電子情報通信 学会「技術研究 報告」	SSS2006- 8~13	pp21-24	2006 年
高木元也	建設現場における事業 者を対象とした労働災 害損失に関する研究	土木学会「年次 学術講演会講 演概要集」	第 61 回	pp601-602	2006 年

【講演】

以下の講演会において、本研究成果を発表した。

講演者名	講演会主催者、講演会名称	実施年月
高木元也	日本電気技術者協会四国支部・四国地区電力需用 者協会、電気関係災障害防止対策講習会	平成 18 年 9 月
高木元也	新宿労働監督署・(社)新宿労働安全基準協会、新 宿・中野・杉並地区安全衛生大会	平成 18 年 10 月

建設工事における労働災害損失 に関する基礎的研究

独立行政法人産業安全研究所 高木元也*1

By Motoya TAKAGI

わが国の労働安全施策において労働災害発生率の高い建設業の労働災害防止対策は重要課題の一つに位置づけられている。建設業の労働災害防止対策は、これまで、労働安全衛生法等法規制等の整備により、安全設備、安全管理体制、安全教育等に関わる対策が講じられてきたが、最近では、これらに加え事業者の自主的な安全活動の促進を支援する施策が講じられるようになってきた。現在、中小事業者等事業者を対象に労働安全マネジメントシステムの導入等が推進されているが、事業者の自主的な安全活動を効果的に促進させるためには、事業者の安全意識を向上させる方策を併せて講じる必要があり、中小事業者等に対し労働災害に伴う事業者の経済的損失を明らかにすることが有効であると考えられる。

本稿では、建設労働災害に伴う事業者の経済的損失を計測するため、労働災害損失項目等を明らかにすることを試みる。

【キーワード】安全、労働災害、労働災害損失

1. はじめに

わが国の建設工事の安全対策は、これまで、安全設備等に関わる労働安全衛生法等の法規制や各種技術基準の整備等が主体に行われ、死傷者数の減少等一定の成果を出してきた。しかし、建設業の労働災害発生率は他産業と比べ依然高い水準にあり、建設業の労働災害防止対策は重要課題の一つとされている。

現在、建設業の労働災害防止対策の重点施策として、中小建設業者等事業者の自主的な安全活動を促進させるための施策が講じられているが、これらの施策を効果的に促進させるためには、事業者の安全意識の向上を図る方策が必要であり、その方策の一つとして、中小建設業者等に対し労働災害損失が企業経営に及ぼす影響の大きさを示すことが有効である。

本稿では、建設労働災害に伴う事業者損失の計測手法を構築するため、文献調査、建設業者ヒアリング調査等を基に、労働災害損失項目等を検討する。

年代中頃以降、長期的には減少傾向にあるものの、平成16年の死傷者数は28,414人、このうち死亡者数は594人と、依然、多くの労働災害が発生している。また、建設業は他産業に比べて事故が多い産業である。建設業と全産業を平成15年データで比較してみると(表1)、建設業の就業者数は604万人で全産業の9.6%、建設投資は名目53.9兆円で対GDP(国内総生産)比10.8%であるにもかかわらず、死傷者数は29,263人で全産業の23.3%、死亡者数になると548人で同33.7%にも及んでいる。

表1 建設業と全産業の死傷者数等の比較(H15)

	建設業(A)	全産業(B)	A/B×100
就業者数	604万人	6,316万人	9.6%
生産額等	53.9兆円	501.2兆円	10.8%
死傷者数	29,263人	125,750人	23.3%
死亡者数	548人	1,628人	33.7%

資料：(1)就業者数：総務省「労働力調査」(暦年平均値)

(2)生産額等：建設業は建設投資見込(名目)、国土交通省「平成17年度建設投資見通し」(年度値)
全産業はGDP(名目)、内閣府「平成15年度国民経済計算」(年度値)

(3)死傷者数、死亡者数：厚生労働省資料(暦年)

2. 建設業における労働災害損失計測の必要性

(1) 建設労働災害の現状

建設業の労働災害死傷者数の推移をみると、昭和30

(2) 建設業の労働安全施策の方向

厚生労働省第10次労働災害防止計画(計画期間：平成15年度～19年度)においては、基本方針の一つ

*1 境界領域・人間科学安全研究グループ 主任研究官
0424-91-4512

として、大企業と比べ労働災害発生率が高い中小企業における安全衛生の確保が掲げられ、労働安全衛生関係法令に規定された最低基準としての労働災害防止措置の履行確保を図ることとともに、中小企業の自主的な安全衛生活動を支援することなどを推進するとしている。また、業種別の重点対象分野に、陸上貨物運送事業、第三次産業とともに建設業が指定されており、「中小企業」、「建設業」を対象とした労働災害防止対策は喫緊の課題である。

(3) 労働災害損失計測の必要性

このように中小建設業者に対する労働災害防止対策が重要な課題とされる中、現在、中小建設業者の自主的な安全活動を促進させるため、労働安全衛生マネジメントシステムの導入等による現場の安全水準の段階的向上が図られているが、建設投資が減少し厳しい経営状況下にある中小建設業者の多くは、目先の利益を優先させ自主的な安全活動は困難な状況にある。

自主的な安全活動の促進には、企業経営者の安全意識向上が不可欠であり、企業経営者に対し労働災害損失が企業経営に及ぼす影響の大きさを示すことが有効である。

3. 事業者から見た労働災害損失

(1) 労働災害損失の捉え方

事業者から見た労働災害損失の捉え方として、ハインリッヒは、労働災害損失には事業者が直接支出したもの以外に、被災者以外の従業員の失われた時間、被災者の生産性等から得られるはずの利益の喪失等、隠された損失があることを示し¹⁾、米島らは建設工事における労働災害に伴う事業者側のコストとして、損失項目を人的損失、物的損失、生産損失、その他損失等に分けている²⁾。労働災害損失額の計測については、中央労働災害防止協会が、全産業を対象に、労働災害の発生を仮定するという前提で実施した企業アンケート調査等に基づき労働災害損失額の計測を試みたものがある³⁾。

(2) 労働災害損失項目等の調査方法

(1)で示した既往文献調査とともに建設工事における労働災害損失の実態を把握するため総合工事業者に

ヒアリング調査を行い、これらに基づき、建設労働災害損失項目等の検討を行った。損失額計測対象は元請業者及び労働災害に関わった全ての下請業者である。

検討結果を以下に示す。

(3) 労働災害損失項目等

a) 支払保険料の増加額

労災保険等の保険の取扱いについては、労働災害に伴う事業者の新たな出費を損失と捉え、労災保険給付、被災者任意加入による損害保険給付等は、事業者の新たな出費を伴わないことから、労働災害損失項目の対象外とする。

労災保険には、契約期間中の保険給付額に応じ、契約終了後、確定保険料を変動させるメリット制があるが、このメリット制において、労働災害の発生に伴い、無災害であれば工事終了後に発生した還付保険料、あるいは、追徴保険料を損失額とする。労災保険料増加額の算定方法を表2に示す。

表2 労災保険料増減額の算定方法

○ 労災保険料増加額の算定

労災保険料増加額 = 確定保険料 × (35% + メリット増減率)

・ メリット増減率：

「メリット制による労災保険料増減率表」に基づく

・ メリット収支率の算定：

メリット収支率 = 想定労災給付金額 ÷ (確定保険料 × メリット調整率 (63/100))

想定労災給付金額

【傷病の場合】

・ 療養補償費

労災診療単価 × 1日当たりの診療報酬点数 × 入院または通院(見込)日数

・ 休業補償費

被災者本人平均賃金(日額) × 80% (休業補償給付60% + 休業特別支給20%) × (休業(見込)日数 - 3日)

・ 障害補償費

被災者本人平均賃金(日額) × 障害等級に基づく日数

【死亡の場合】

・ 遺族補償費

被災者本人平均賃金(日額) × 1,000日

b) 事業者の社内規定に基づく補償費

労災保険の上積補償分として、事業者の社内規定に基づく支払額を損失額とする。主な損失項目を表3に

示す。

表3 社内規定に基づく主な補償費関連損失項目

a.療養補償費	b.休業補償費
c.障害補償費	d.遺族補償費
e.葬祭料	f.弔慰金
g.傷病見舞金	h.退職金割増額
i.労災保険給付制限に伴う 会社負担	

c) 訴訟関係費

訴訟関係費に係る主な損失項目を以下に示す。

表4 訴訟関係費関連の主な損失項目

a.民事損害賠償額（逸失利益、慰謝料等）
b.示談金
c.上記 a、b 等に関連する諸費用

d) 建設現場における物的損失

労働災害に伴う建設現場の物的損失の主な対象項目を以下に示す。

表5 主な物的損失項目

a.建物・設備
b.施工中建造物、仮設構造物等
c.機械
d.資材、工具
e.リース延滞料

e) 建設生産に関わる損失

建設工事の生産性に関する損失として、労働災害に伴い工事が中断あるいは遅延した場合に発生する人件費や現場管理費の増加額、工期遅延ペナルティ等を損失額とする。

①人件費の増加額

労働災害により工程に遅れが生じ、その遅れを取り戻すために追加投入された労働力に係る費用、あるいは、工期が遅延したことにより、その遅延期間中、追加投入された労働力に係る費用を損失額とする。損失額は追加投入された労働延日数に日額賃金を乗じて算出する。

②現場管理費の増加額

労働災害により工期が遅延した場合の元請会社の現場管理費（各種保険料、福利厚生費、用地補償費、地

代家賃等）の増加分を損失額とする。

現場管理費増加額の算定方法は、当初の現場管理費と工事期間から1日当たり現場管理費を算出し、それに工期が遅延した日数を乗じて算出する。ただし、人件費は①人件費の増加額で算出されるため、現場管理費に含まれる人件費は除く。

③工期遅延ペナルティ

発注者等から工期遅延ペナルティが科せられる場合、それを損失額とする。

f) その他の直接支出損失項目

a)～e)の他、地域対策費、新規採用費等に係る直接支出を損失額とする。

g) 人的損失

①被災者

被災者の稼得能力喪失等に伴う事業者の損失を損失額とする。ここでいう事業者の損失とは、被災者が働けなくなることにより失われた事業者の付加価値額のことである。

4. 災害発生当日、休業中、通院時等における損失

労働災害の発生に伴い、被災当日、休業中、あるいは職場復帰後の通院時等において、被災者が働くことができないことによる事業者の損失を損失額とする。

損失額は被災者が働くことができない時間分の賃金に1/労働分配率を乗じて算出する。

4. 死亡または障害が残った場合の損失額

被災者の死亡または障害による生産力の低下等に伴う事業者の損失を損失額とする。

損失額は被災者の日額賃金に稼得能力等損失日数（各種年金給付日数に新ホフマン係数を乗じて算出）及び1/労働分配率を乗じて算出する。

②工事関係者

工事関係者が本来業務を行わず労働災害対応業務を行うことによる損失であり、主な損失項目を表6に示す。工事関係者には、作業所内の元請・下請従業員の他、安全担当者等の店内従事者も含む。

損失額はそれらに費やした時間分の賃金とする。

表6 工事関係者関連の主な人的損失項目

a. 救援、連絡、介添	b. 作業手待ち
c. 原因調査、記録	d. 現場の復旧、整理
e. 見舞い	f. 付き添い
g. 葬儀、会葬	h. 安全教育等
i. 役所立会い	j. 教育訓練等
k. スケジュール変更、段取調整	

h) 営業活動に関する損失

労働災害の発生により、営業活動上、企業が受ける損失として、公共工事等の場合には指名停止による営業損失があり、また、企業イメージや信用力低下による営業損失も考えられる。

ただ、これらの算定方法、計測手法は、未だ確立されておらず、これらの手法等を構築し、事業者の営業関連損失を明らかにすることが必要である。

4. 今後の取り組み

今後は、建設労働災害事例調査を行い、ここで示した労働災害損失項目等の検証を行う。また、営業活動に関する損失としてとりあげた指名停止による損失、企業イメージや信用力低下による損失等について、算定方法、計測手法等を検討し、事業者の労働災害損失の計測手法を構築していきたい。

【参考文献】

- 1)ハインリッヒ：産業災害防止論、1982年
- 2)米島伸夫、松村尚司：安全に対する支出金とその内容、建設の技術施工、1976年9月増刊号
- 3)中央労働災害防止協会：安全対策の費用対効果、2000年

A Study on Method to Measure Loss of Labor Accident

Motoya TAKAGI

In order to promote voluntary safety action on the labor safety policy effectually to prevent labor accident for construction site, in this paper, I try to be clear method to measure loss of labor accident to be consciousness-raising for small and medium construction enterprise.

中小建設現場における労働災害損失の計測に関する基礎的研究

Study on method to measure loss of labor accident
for small and medium construction enterprise's site

○高木元也*, 嘉納成男**
Motoya Takagi, Naruo Kano

It is important politics issue to prevent labor accident for small and medium construction enterprise. But it is difficult for them to be voluntary safety activity because of serious damage of their management by decreasing construction investment. In order to promote voluntary safety activity for them, in this paper, I try to establish method to measure loss of labor accident to be consciousness-raising for them. As a result of this study, loss items of labor accident for construction enterprise are cleared, and it become clear that indirect loss is bigger than direct loss for construction enterprise, and a lot of construction enterprise need to establish method to measure loss of labor accident.

Keywords: safety management, labor accident, loss of labor accident

1. はじめに

わが国の基幹産業である建設業は労働災害が多く、厚生労働省第10次労働災害防止計画では重点対策業種に指定され、また、同計画の基本方針には中小企業の安全衛生確保が掲げられており、業者数の殆どを中小企業が占める建設業においては「中小建設業者」の労働災害防止対策は喫緊の課題である。

重点対策には中小建設業者の自主的な安全活動促進のための施策が講じられているが、建設投資が減少し厳しい経営状況下にある中小建設業者の多くは、目先の利益を優先させ自主的な安全活動は困難な状況にある。自主的な安全活動の促進には企業経営者の安全意識の向上が不可欠であり、企業経営者に対し労働災害損失が企業経営に及ぼす影響の大きさを示すことが有効であると考ええる。

そこで、本研究は建設業者からみた建設現場の労働災害損失の計測手法の構築を試みた。

計測手法を確立し、それを普及させることにより、中小建設業者の安全意識が向上し自主的な安全活動が促進され、労働災害防止につながると考える。

2. 研究の方法

まず、既往文献調査、総合工事業者へのヒアリング調査等に基づき、建設業の特性を踏まえた建設現場の労働災害損失項目、損失額算定方法を設定した。次に、損失項目等を検証するため総合工事業者A社の研究協力の下、労働災害損失事例調査を実施した。さらに、建設業者を対象としたアンケート調査を実施し損失項目等の2次的な検証を行った。

3. 建設現場における労働災害損失項目の設定

既往文献調査の結果を以下に示す。

中央労働災害防止協会¹⁾では、安全に係る費用を安全対策費と労働災害の発生に係る諸費用とに区分しており、そのうち労働災害の発生に係る諸費用が損失項目に該当した。これら諸費用のうち、「労災保険料(法定外補償保険料を含む)」は、労働災害に備えた費用の一部ではあるものの、労働災害の発生の有無に関わらず生じる費用であり、労働災害に伴って発生する企業の損失にはあたらない。

日本損害保険協会²⁾では、ハインリッヒ、シモンズの損失額算定方法を整理しており、両者には被災

*独立行政法人労働安全衛生総合研究所、主任研究員、Research Institute, National Institute of Occupational Safety and Health (JNIOSH)、Senior Researcher

**早稲田大学理工学部建築学科、教授、工博、Dept. of Architecture, Waseda Univ., Prof., Eng. Dr